な計画を含む。管理関係事業者にあっては認定管理統括事業者が作成する中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含むこと。ただし、データセンター事業者（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室（以下「データセンター」という。）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業（以下「データセンター業」という。）を行う者をいう。以下同じ。）にあっては、今後、急速にデータセンターが新設されることによる電力需要の著しい増加が見込まれており、また、エネルギーの使用の合理化に必要な技術等の発展も見込まれていることを踏まえ、取組方針には、別表第１に掲げる目標並びに当該目標を達成するためのデータセンター及び当該データセンターに係る設備の運用、新設及び更新に対する方針（今後、新設するデータセンターにおいて導入する予定の技術、設備及び取組に関する内容を含む。以下同じ。）を含むこと。

⑵～⑼　（略）

Ⅰ－２　（略）

１　（略）

２　エネルギー消費設備等に関する事項

２－１　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

⑴　（略）

⑵　ボイラー設備、給湯設備の管理

①　ボイラー設備、給湯設備の管理

ア．　（略）

イ．ア．の管理基準は、別表第３⒜に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。

ウ．～ク．　（略）

②・③　（略）

④　ボイラー設備、給湯設備の新設、更新に当たっての措置

ア．　（略）

イ．ボイラー設備からの廃ガス温度が別表第４⒜に掲げる廃ガス温度を超過する場合には、廃熱利用の措置を講じること。また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合は、回収利用の措置を講じること。

ウ．～カ．　（略）

⑵―２・⑶　（略）

⑷　受変電設備、ＢＥＭＳに関する事項

①　受変電設備の管理

ア．　（略）

イ．受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として、別表第６に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。

②～④　（略）

⑸～⑺　（略）

な計画を含む。管理関係事業者にあっては認定管理統括事業者が作成する中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含むこと。

⑵～⑼　（略）

Ⅰ－２　（略）

１　（略）

２　エネルギー消費設備等に関する事項

２－１　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

⑴　（略）

⑵　ボイラー設備、給湯設備の管理

①　ボイラー設備、給湯設備の管理

ア．　（略）

イ．ア．の管理基準は、別表第１⒜に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。

ウ．～ク．　（略）

②・③　（略）

④　ボイラー設備、給湯設備の新設、更新に当たっての措置

ア．　（略）

イ．ボイラー設備からの廃ガス温度が別表第２⒜に掲げる廃ガス温度を超過する場合には、廃熱利用の措置を講じること。また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合は、回収利用の措置を講じること。

ウ．～カ．　（略）

⑵―２・⑶　（略）

⑷　受変電設備、ＢＥＭＳに関する事項

①　受変電設備の管理

ア．　（略）

イ．受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として、別表第４に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。

②～④　（略）

⑸～⑺　（略）